

The background features a grid of blue squares on the left side, transitioning into a white area on the right. Scattered throughout are various hexagonal shapes in different shades of blue and white, some with thin outlines and others as solid colors.

資料編

1 さらなる必要削減量の内訳

2030年度のCO₂排出量削減目標の達成に向けては、区による削減対策の強化に加え、国や東京都との連携により、排出量の削減を実施していく必要があります。

2030年のBAU推計排出量は2,527千t-CO₂であり、目標排出量である1,680千t-CO₂を達成するためには、さらなる必要削減量として847千t-CO₂の削減が必要となります。

さらなる必要削減量の内訳は下記のとおり、国の地球温暖化対策計画に示された省エネ施策による削減量が520千t-CO₂、再生可能エネルギーの導入による削減量が117千t-CO₂、指標による進捗管理を行う区の主な取り組みによる削減量が26千t-CO₂となっています。

また、その他指標のない取り組みや区民・事業者による取り組み、国・東京都・区のさらなる取り組みによる削減量として184千t-CO₂を見込んでいます。

国の省エネ施策によるCO₂排出削減量

主な取り組み		削減量 (千t-CO ₂)
産業部門 (高効率空調、発電効率等の改善、省エネ設備導入等)		46
業務部門	(建築物の省エネ化)	101
	(高効率な省エネ機器の普及)	60
	(機器の省エネ性能向上)	68
	(徹底的なエネルギー管理の実施)	48
家庭部門	(住宅の省エネ化)	39
	(高効率な省エネ機器の普及)	72
	(機器の省エネ性能向上)	22
	(徹底的なエネルギー管理の実施)	26
運輸部門 (次世代自動車の普及、燃費改善)		38
合計		520

再生可能エネルギーの導入によるCO₂排出削減量

主な取り組み	削減量 (千t-CO ₂)
建築物への再エネの導入見込み	117
合計	117

区の実施計画による CO₂ 排出削減量

柱1 再生可能エネルギーへの転換

区の実施計画（指標）	削減量 (t-CO ₂)
太陽光発電システム助成件数	2,315
マンション建設における太陽光発電システム届出件数	373
蓄電池助成件数	1,110
エネルギー管理システム機器助成件数	94
合計	3,892

柱2 建築物における脱炭素化

区の実施計画（指標）	削減量 (t-CO ₂)
高効率給湯器等助成件数	1,777
高反射率塗装助成件数	6
高断熱窓助成件数	69
LED 照明助成件数	39
合計	1,891

柱3 モビリティにおける脱炭素化

区の実施計画（指標）	削減量 (t-CO ₂)
次世代自動車助成件数	2,202
合計	2,202

柱4 産学官民一体の推進体制の構築

区の実施計画（指標）	削減量 (t-CO ₂)
カーボンマイナスこどもアクション参加者数	2,753
合計	2,753

柱7 公共施設における脱炭素化

区の実施計画（指標）	削減量 (t-CO ₂)
江東区役所の CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	15,380
合計	15,380

区の実施計画による削減量の合計

26 千 t-CO₂

2 ゼロカーボンシティ江東区表明文

ゼロカーボンシティ江東区

世界は今、大きな危機を迎えています。

かつて経験したことのない地球温暖化の影響が、干ばつや豪雨、台風を強大化させ、大規模な自然災害を引き起こし、その深刻な影響は、私たちの“命にかかわる”までの脅威に及んでいます。

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出によってもたらされた地球温暖化への対策のため、2015年に日本を含む世界の国々でパリ協定が合意されました。日本では、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする宣言が2020年に行われ、東京都をはじめ、全国の自治体や企業に、ゼロカーボンシティを表明する動きが広がっています。

江東区ではこれまでも、「水と緑豊かな地球環境にやさしいまち」を目指し、省エネ施策や水辺とみどり、循環型地域社会の推進など二酸化炭素排出の削減を進めてきました。

未来を担う子どもたちへより良い環境を残すため、環境先進都市としてすべての区民や事業者と一丸となって、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする取り組みを進めてまいります。

江東区は、2050年までに、区内の温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「ゼロカーボンシティ江東区」の実現をめざすことを表明いたします。

令和3年7月9日

3 ゼロカーボンシティ江東区実現プラン策定にかかる会議

3-1 環境審議会委員

分類	氏名	職名	役職
学識経験者	芦谷 典子	東洋大学経済学部教授（環境と経済）	
	奥 真美	東京都立大学都市環境学部教授（環境法学）	
	長谷川 猛	元東京都環境局理事（水質分野、廃棄物分野）	副会長
	村上 公哉	芝浦工業大学建築学部教授（都市環境、建物及び地域の環境エネルギー計画）	
	柳 憲一郎	明治大学名誉教授（環境法政策、環境アセスメント法）	会長
事業者代表	市川 英治	東京商工会議所江東支部副会長	
	伊藤 あすか	東京ガス株式会社東京東支店支店長	
	中島 宏幸 （～R5.6.30） 澤田 大輝 （R5.7.1～）	東京電力パワーグリッド株式会社江東支社支社長	
	田中 真司	区民委員（公募）	
住民代表	新井田 有慶	区民委員（公募）	
	石原 和哉	区民委員（江東区立中学校 PTA 連合会長）	
	中嶋 雅樹	区民環境委員会委員長	
区議会議員	高村 きよみ （～R6.1.28） 吉田 要 （R6.1.29～）	区民環境委員会副委員長	

環境審議会幹事

分類	氏名	職名
幹事	池田 良計	環境清掃部長
	西谷 淳	環境清掃部温暖化対策課長
	佐藤 生男	環境清掃部環境保全課長
	瀧澤 慎	環境清掃部清掃リサイクル課長
	瀧川 久輝	環境清掃部清掃事務所長

3-2 ゼロカーボンシティ江東区実現プラン策定専門委員会部会

氏名	職名	役職
長谷川 猛	元東京都環境局理事（水質分野、廃棄物分野）	専門委員会委員長及び部会長
村上 公哉	芝浦工業大学建築学部教授（都市環境、建物及び地域の環境エネルギー計画）	専門委員会委員
伊藤 あすか	東京ガス株式会社東京東支店支店長	専門委員会委員
中島 宏幸 （～R5.6.30） 澤田 大輝 （R5.7.1～）	東京電力パワーグリッド株式会社江東支社支社長	専門委員会委員
石原 和哉	区民委員（江東区立中学校 PTA 連合会長）	専門委員会委員
田中 真司	区民委員（公募）	専門委員会委員
西谷 淳	環境清掃部温暖化対策課長	
上原 新次	地域振興部経済課長	
佐藤 生男	環境清掃部環境保全課長	
瀧澤 慎	環境清掃部清掃リサイクル課長	
瀧川 久輝	環境清掃部清掃事務所長	

氏名	職名	役職
谷川 寿朗	都市整備部都市計画課長	
工藤 章弘	都市整備部まちづくり推進課長	
大野 俊明	土木部管理課長	
召田 和也	土木部道路課長	
清田 光晴	土木部河川公園課長	
八巻 亮	土木部施設保全課長	
綾瀬 邦雄	土木部地域交通課長	
星名 剛	教育委員会事務局庶務課長	
飯塚 雅之	教育委員会事務局指導室長	

3-3 ゼロカーボンシティ江東区実現プラン策定委員会

氏名	職名	役職
武越 信昭	副区长	委員長
長尾 潔	政策経営部長	
綾部 吉行	総務部長	
堀田 誠	地域振興部長	
老川 和宏	区民部長	
炭谷 元章	福祉部長	
岩井 健	障害福祉部長	
市川 聡	生活支援部長	
干泥 功夫	健康部次長	
油井 教子	こども未来部長	
池田 良計	環境清掃部長	副委員長
立花 信行	都市整備部長	
石井 康弘	土木部長	
青柳 幸恵	会計管理室長	
杉村 勝利	教育委員会事務局次長	

3-4 ゼロカーボンシティ江東区実現プラン策定委員会幹事会

氏名	職名	役職
池田 良計	環境清掃部長	幹事長
大塚 尚史	政策経営部企画課長	
岩瀬 亮太	総務部総務課長	
伊藤 裕之	地域振興部地域振興課長	
河野 佳幸	区民部区民課長	
山崎 岳	福祉部福祉課長	
小林 愛	障害福祉部障害者施策課長	
加藤 章子	生活支援部医療保険課長	
西野 裕音	健康部健康推進課長	
鳥谷部 森夫	こども未来部こども家庭支援課長	
西谷 淳	環境清掃部温暖化対策課長	副幹事長
谷川 寿朗	都市整備部都市計画課長	
大野 俊明	土木部管理課長	
星名 剛	教育委員会事務局庶務課長	

4 審議経過

令和5年

開催日	項目	概要
5月22日	第1回ゼロカーボンシティ江東区実現プラン策定委員会 第1回ゼロカーボンシティ江東区実現プラン策定委員会幹事会	プランの策定について プランの全体イメージについて
6月6日	第1回江東区環境審議会	プランの策定について（諮問）
6月27日	第1回ゼロカーボンシティ江東区実現プラン策定専門委員会部会	プランの削減目標（案）について プラン策定の方向性（案）について
7月26日	第2回ゼロカーボンシティ江東区実現プラン策定専門委員会部会	第1回部会における委員意見と対応について プラン素案について
8月29日	第3回ゼロカーボンシティ江東区実現プラン策定専門委員会部会	プラン素案について
9月13日	第2回ゼロカーボンシティ江東区実現プラン策定委員会・幹事会 （合同開催）	プラン素案について
9月26日	第2回江東区環境審議会	プランの策定について（素案）
10月21日～ 11月15日	パブリックコメント	
12月21日	第3回江東区環境審議会	パブリックコメントの実施結果について プラン素案の修正について

令和6年

1月29日	第3回ゼロカーボンシティ江東区実現プラン策定委員会・幹事会 （合同開催）	ゼロカーボンシティ江東区実現プラン案につ いて
2月9日	第4回江東区環境審議会	ゼロカーボンシティ江東区実現プランの策定 について（答申）

5 区民からの意見聴取

本プランの策定では区民の方々からの意見を参考とするために、意見聴取のひとつとして、区民アンケート調査と、区民ワークショップを実施しました。本プランの目指す2050年ゼロカーボンシティ江東区の姿や施策にはアンケート調査における回答やワークショップにおける提言を反映しています。

5-1 地球温暖化対策に関するアンケート調査の実施

<調査概要>

地球温暖化対策に関するアンケート調査の一環として、江東区内の小学校に通う小学生を対象に実施したアンケート調査、および第16回江東区環境フェアの来場者を対象に実施した区民アンケート調査を行いました。

※小学生アンケート、区民アンケートは同じ調査票を使用しています。

<調査項目>

- ・地球温暖化・気候変動対策への関心
- ・地球温暖化に関する事柄の認知度（複数回答可）
- ・各家庭で取り組んでいる温暖化対策（複数回答可）
- ・ゼロカーボンシティ江東区としてイメージするもの
- ・江東区の環境をより良くするために大切だと思うもの（3つ選択）

○小学生アンケート調査

<実施期間>

令和5年5～6月

<調査方法>

江東区内の小学校にて調査を実施

<調査対象>

江東区内の小学生（カーボンマイナスこどもアクション出前授業にて実施）

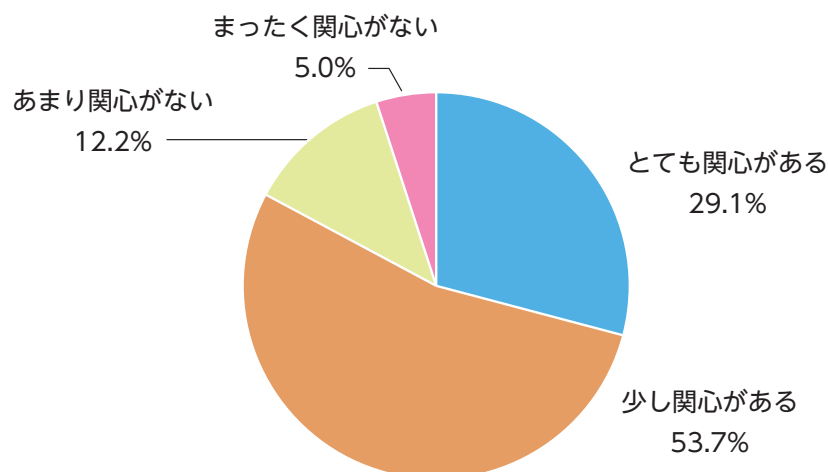
<回答数>

小学生 422 人（4校）

<調査結果の概要>

（ア）地球温暖化・気候変動対策への関心

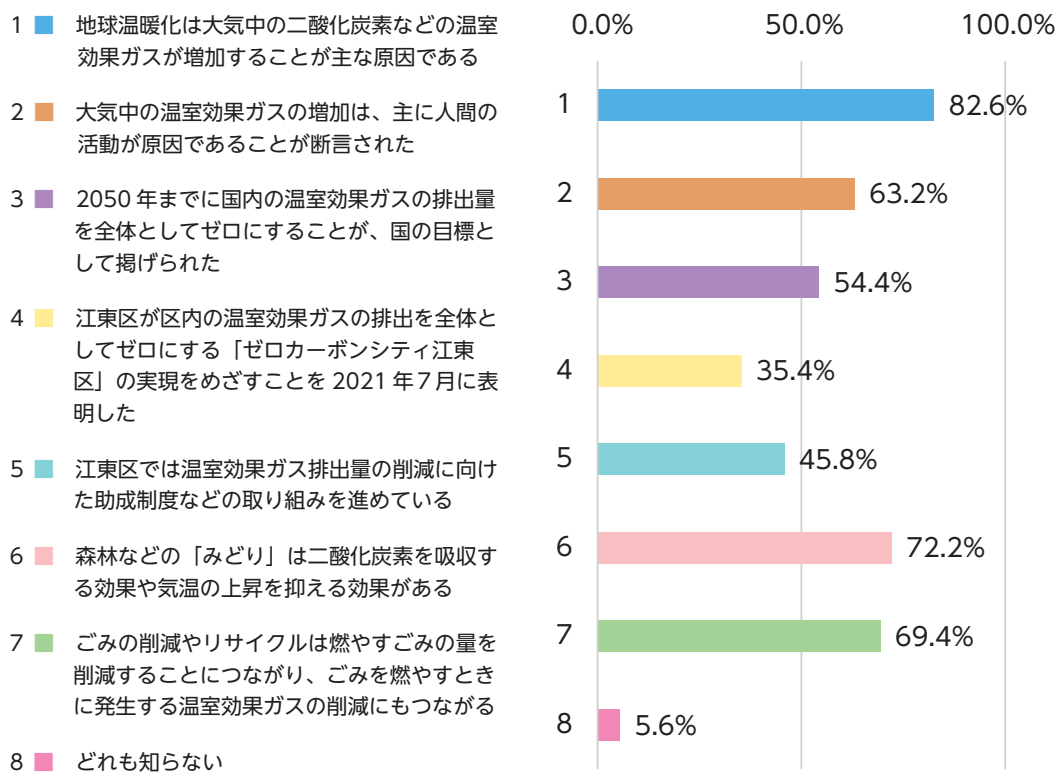
地球温暖化・気候変動対策について、区内小学生の80%以上が「とても関心がある」もしくは「少し関心がある」と回答しており、地球温暖化・気候変動対策への関心が高いことがわかりました。



（イ）地球温暖化に関する事柄への認知度

地球温暖化に関する事柄への認知度は、「地球温暖化は大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスが増加することが主な原因である」が82.6%と最も高く、次いで「森林などの『みどり』は二酸化炭素を吸収する効果や気温の上昇を抑える効果がある」が72.2%、「ごみの削減やリサイクルは燃やすごみの量を削減することにつながり、ごみを燃やすときに発生する温室効果ガスの削減にもつながる」が69.4%と高いことがわかりました。

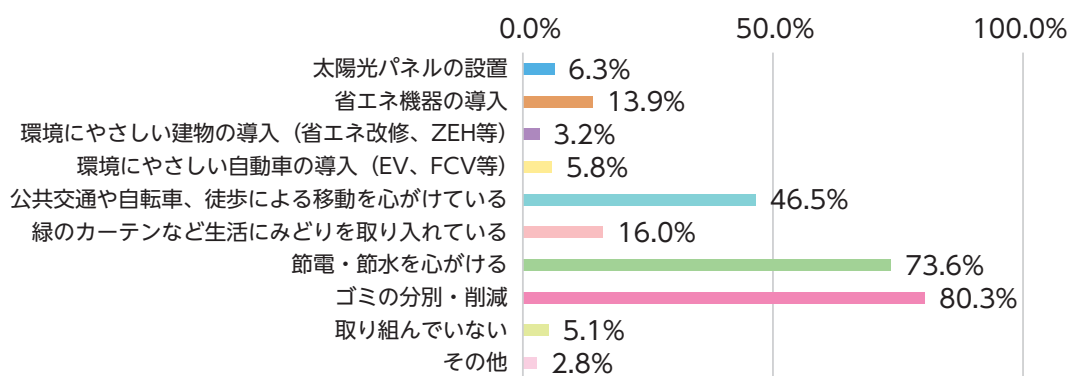
一方、「江東区が区内の温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする『ゼロカーボンシティ江東区』の実現をめざすことを2021年7月に表明した」ことへの認知度は35.4%と低いことがわかりました。



(ウ) 各家庭で取り組んでいる温暖化対策

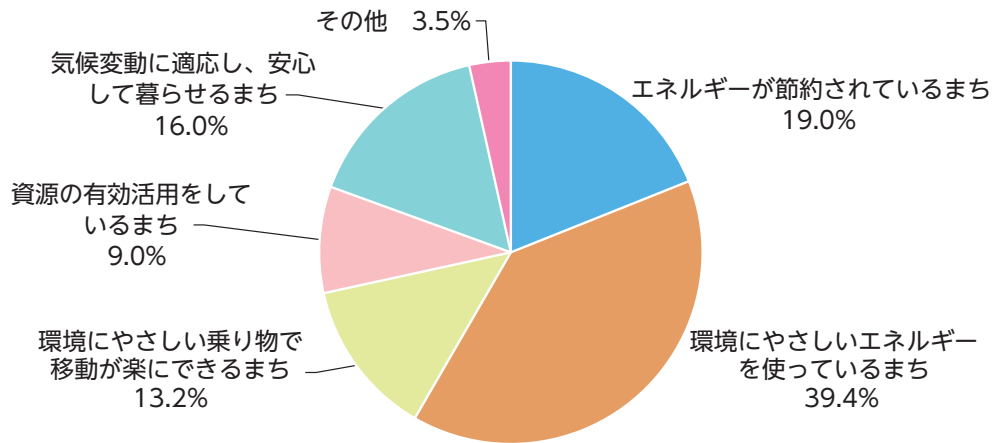
小学生の各家庭で取り組んでいる温暖化対策では、「ごみの分別・削減」が80.3%と最も多く、次いで「節電・節水を心がける」が73.6%と多いことがわかりました。

一方、「環境にやさしい建物の導入」「環境にやさしい自動車の導入」「太陽光パネルの設置」に取り組んでいる家庭は1割にも満たず、少ないことがわかりました。



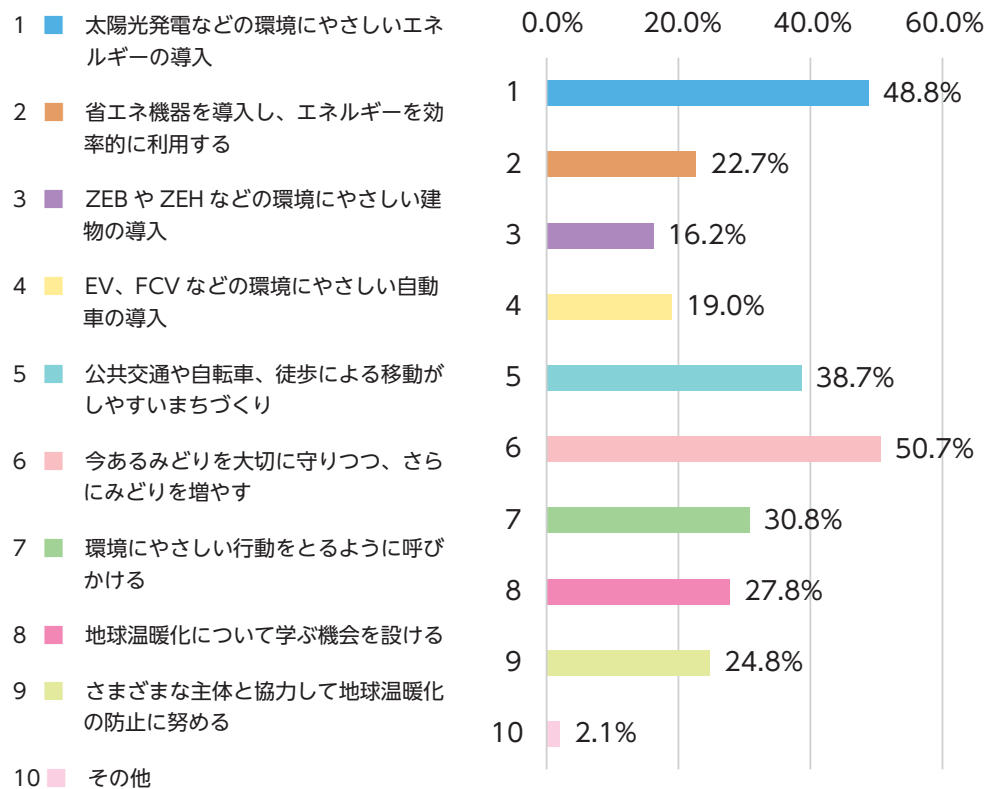
(エ) ゼロカーボンシティ江東区としてイメージするもの

小学生が「ゼロカーボンシティ江東区」と聞いてイメージするものとして最も多く挙げられたのが「環境にやさしいエネルギーを使っているまち」39.4%で、次に「エネルギーが節約されているまち」19.0%、さらに「気候変動に適応し、安心して暮らせるまち」16.0%が挙げられました。



(オ) 江東区の環境をより良くするために大切だと思うもの

江東区の環境をより良くするために大切だと思うものとして、「今あるみどりを大切に守りつつ、さらにみどりを増やす」が50.7%と最も多く、次いで、「太陽光発電などの環境にやさしいエネルギーの導入」が48.8%、「公共交通や自転車、徒歩による移動がしやすいまちづくり」が38.7%挙げられました。



○区民アンケート調査

<実施期間>

令和5年6月4日

<調査方法>

第16回江東区環境フェアにて調査を実施

<調査対象>

第16回江東区環境フェア来場者（アンケート回答者の9割以上が江東区民）

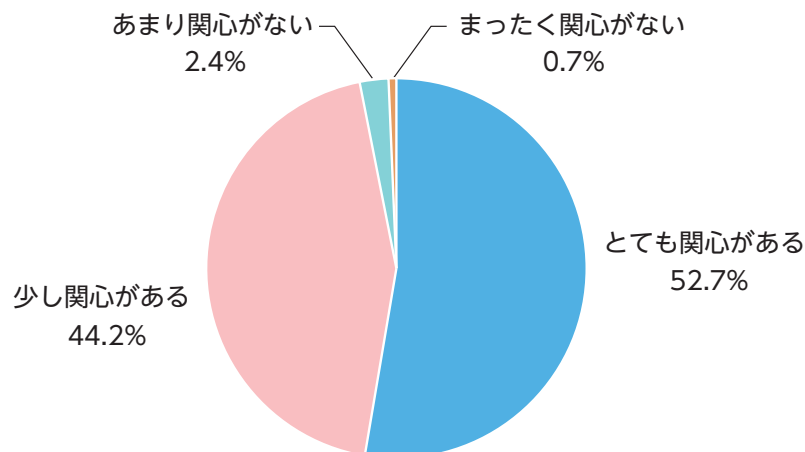
<回答数>

江東区環境フェア来場者 455人

<調査結果の概要>

(ア) 地球温暖化・気候変動対策への関心

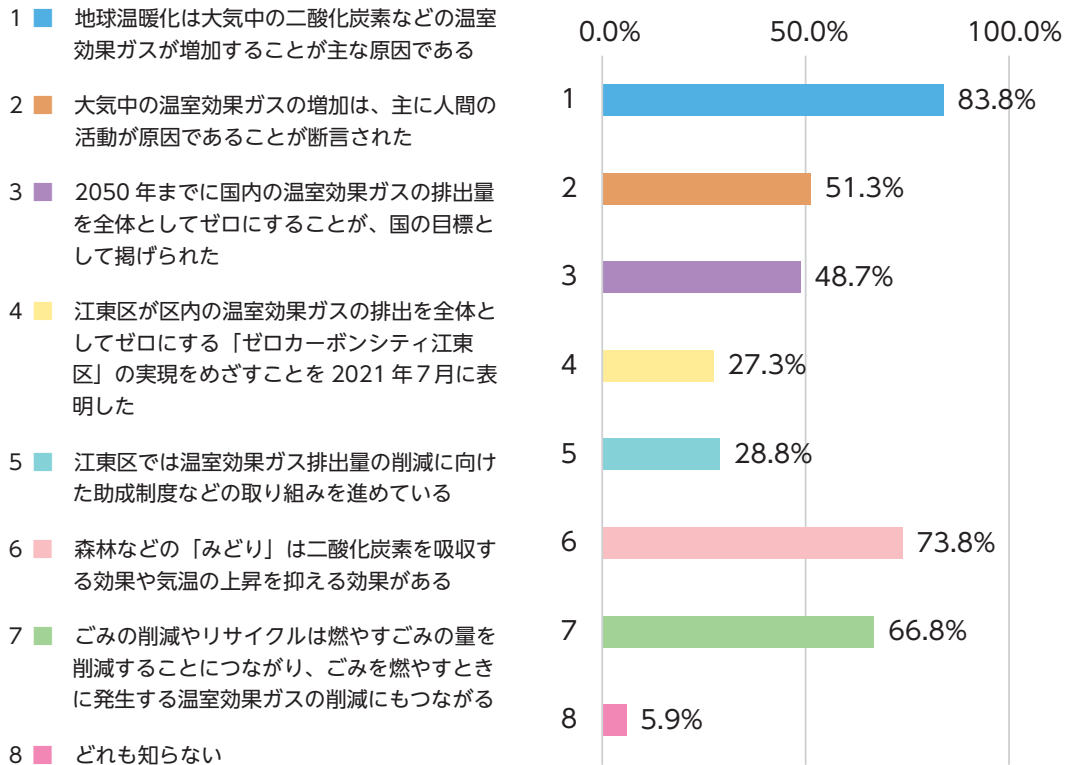
地球温暖化・気候変動対策について、来場者の約97%が「とても関心がある」もしくは「少し関心がある」と回答しており、地球温暖化・気候変動対策への関心が非常に高いことがわかりました。



(イ) 地球温暖化に関する事柄への認知度

地球温暖化に関する事柄への認知度は、「地球温暖化は大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスが増加することが主な原因である」が83.8%と最も高く、次いで「森林などの『みどり』は二酸化炭素を吸収する効果や気温の上昇を抑える効果がある」が73.8%、「ごみの削減やリサイクルは燃やすごみの量を削減することにつながり、ごみを燃やすときに発生する温室効果ガスの削減にもつながる」が66.8%と高いことがわかりました。

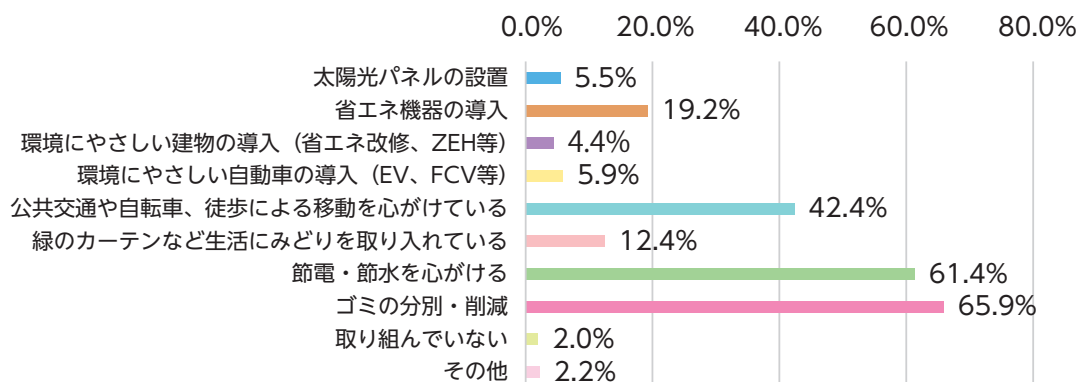
一方、「江東区が区内の温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする『ゼロカーボンシティ江東区』の実現をめざすことを2021年7月に表明した」ことへの認知度は27.3%と低いことがわかりました。



(ウ) 各家庭で取り組んでいる温暖化対策

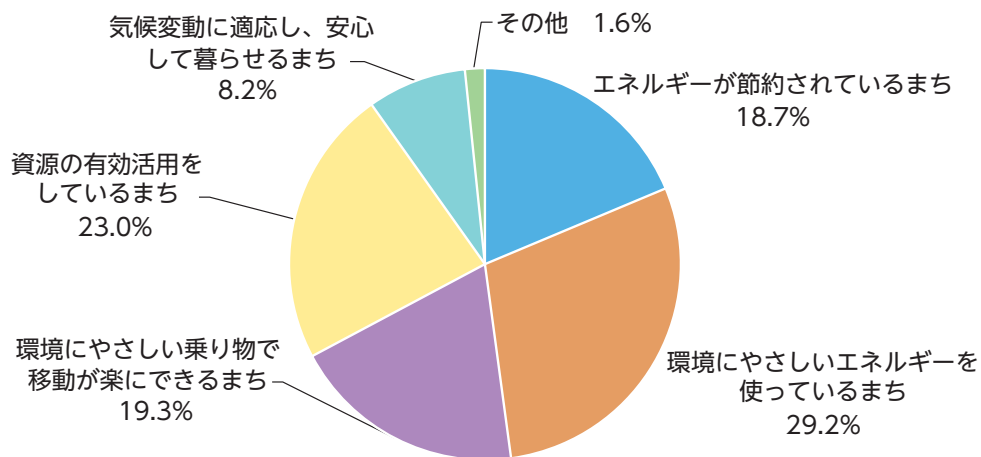
来場者の各家庭で取り組んでいる温暖化対策では、「ごみの分別・削減」が65.9%と最も多く、次いで「節電・節水を心がける」が61.4%と多いことがわかりました。

一方「環境にやさしい建物の導入」「環境にやさしい自動車の導入」「太陽光パネルの設置」に取り組んでいる家庭は1割にも満たず、少ないことがわかりました。



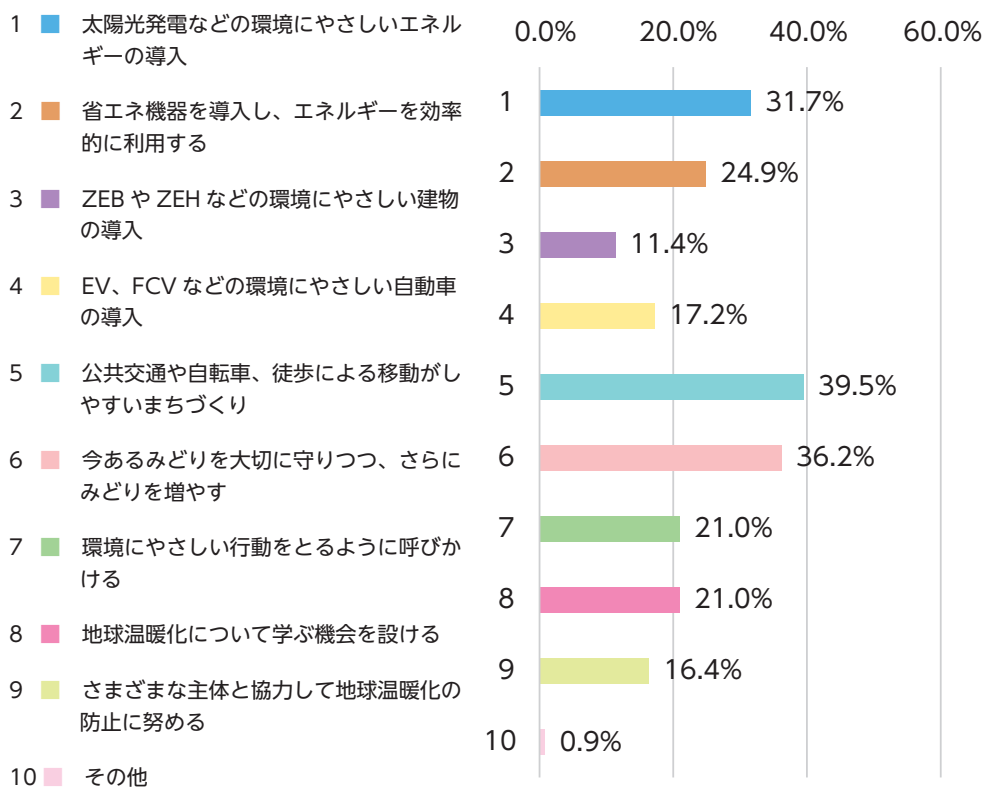
(エ) ゼロカーボンシティ江東区としてイメージするもの

来場者が「ゼロカーボンシティ江東区」と聞いてイメージするものとして最も多く挙げられたのが「環境にやさしいエネルギーを使っているまち」29.2%で、次に「資源の有効活用をしているまち」23.0%、「環境にやさしい乗り物で移動が楽にできるまち」19.3%が挙げられました。



(オ) 江東区的环境をより良くするために大切だと思うもの

江東区的环境をより良くするために大切だと思うものとして、「公共交通や自転車、徒歩による移動がしやすいまちづくり」が39.5%と最も多く、次いで「今あるみどりを大切に守りつつ、さらにみどりを増やす」が36.2%、「太陽光発電などの環境にやさしいエネルギーの導入」が31.7%挙げられました。



5-2 区民ワークショップ（ゼロカーボンシティ江東区を考えるワークショップ）

ゼロカーボンシティ江東区のあるべき姿と課題・解決策を検討する区民ワークショップを開催しました。

<実施期間>

令和5年7月1日（土）および7月9日（日）

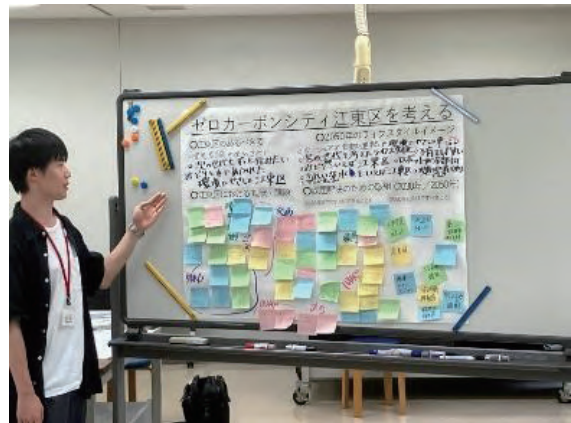
<対象>

エコリーダー養成講座修了者、区内在住・在学の大学生

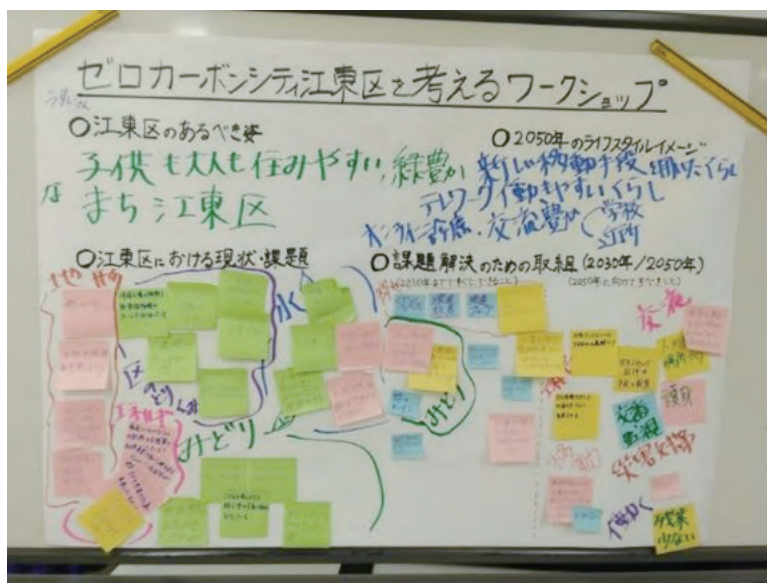
<開催内容>

環境学習情報館（えこっくる江東）にて、合計13名の参加をいただき、江東区の今ある課題とその解決策を考え、2030年と2050年のライフスタイルをイメージしながら2050年のゼロカーボンシティ江東区実現に向けたアイデアを提案していただきました。

区民向けワークショップの様子

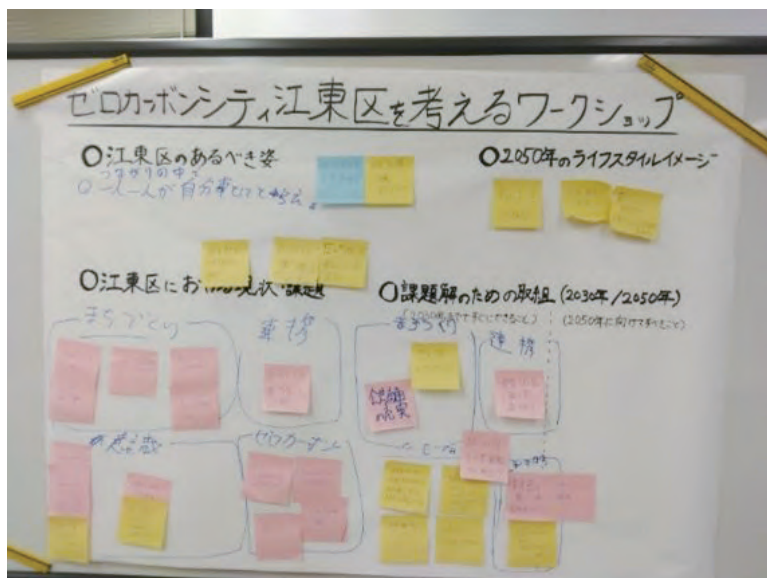


<グループワークにおける提言>



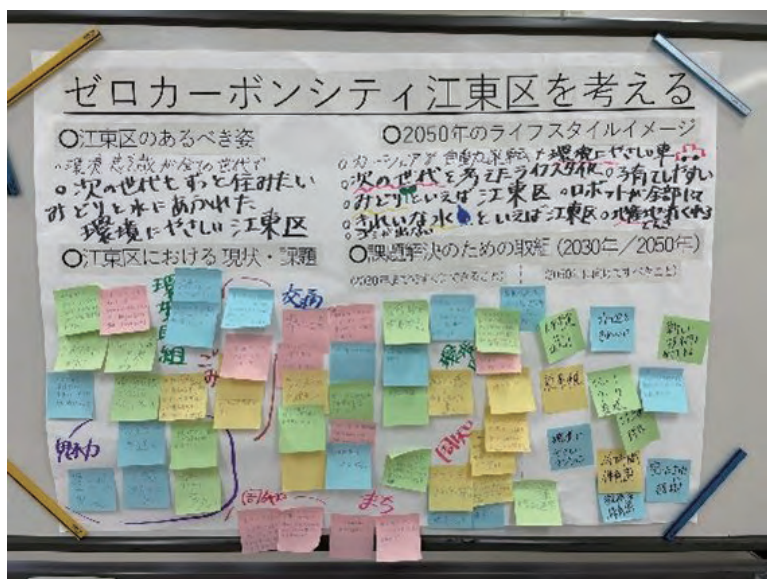
グループA

子供も大人も住みやすい緑豊かなまち江東区を実現するため、災害対策、みどりの保全、交流の推進、エネルギーの取り組み等が重要であるという意見が挙げられました。



グループB

ゼロカーボンを自分事として捉えるため、つながり、環境に配慮したまちづくり、他地域との連携等が求められるという意見が挙げられました。



グループC

次の世代もずっと住みたいみどりと水にあふれた環境にやさしい江東区を実現するため、交通、環境教育、普及啓発等に関する意見が挙げられました。

6 パブリックコメントの実施結果

1 実施期間

令和5年10月21日（土）～11月15日（水）

2 公表方法

- ①区報10月21日パブリックコメント特集号
- ②区ホームページ
- ③温暖化対策課、環境学習情報館窓口
- ④こうとう情報ステーション

3 意見の提出方法

郵送（区報掲載はがき等）、ファックス、区ホームページの意見フォーム、温暖化対策課窓口

4 意見提出数

人数：125人 件数：175件

<パブリックコメントの提出人数（年齢別）>

年代	人数	割合
20代以下	3	2.4%
30代	14	11.2%
40代	18	14.4%
50代	32	25.6%
60代	29	23.2%
70代以上	24	19.2%
不明	5	4.0%
計	125	100.0%

<パブリックコメントの意見数>

分類		件数	割合	
プランに関する意見	第1章ゼロカーボンシティ江東区実現プランの基本的事項	0	0.0%	
	第2章江東区の特徴	0	0.0%	
	第3章江東区の現状と課題	0	0.0%	
	第4章目指すべき姿とプランの目標	9	5.1%	
	第5章目標達成のための取り組み	第5章全般	27	15.4%
		柱1 再生可能エネルギーへの転換	21	12.0%
		柱2 建築物における脱炭素化	7	4.0%
		柱3 モビリティにおける脱炭素化	24	13.7%
		柱4 産学官民一体の推進体制の構築	21	12.0%
		柱5 みどりの保全・育成	20	11.4%
		柱6 気候変動の影響への適応	1	0.6%
		柱7 公共施設における脱炭素化	9	5.1%
		小計	130	74.3%
	第6章プランの推進、進捗管理	1	0.6%	
	プラン全体に対する意見	20	11.4%	
	区政一般に対する意見	12	6.9%	
	不明意見等	3	1.7%	
	合計	175	100.0%	

7 江東区環境基本条例

平成10年12月15日

条例第48号

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 環境の保全に関する施策（第8条—第19条）
- 第3章 江東区環境審議会（第20条・第21条）
- 第4章 雑則（第22条）

附則

いま新たな環境問題があらわれ、その影響はさまざまなかたちで私たちのまちにも及んでいる。そして、累積する環境への負荷は、人類の生存基盤である地球の環境をもおびやかそうとしている。

私たちの江東区は、多くの水辺に恵まれており、その水辺は、幾多の変遷を経て独自の文化や伝統を育み、私たちにとってのよい生活と環境をもたらしてくれている。

この水に代表される豊かな環境を、未来ある子どもたちに残したい——私たちの願いは、将来にわたって安心して住み続けられる、環境保全に配慮したまちづくりへと結実していかなければならない。そして、かけがえのない地球を守るために、共に行動し、地域の取組を地球全体へと広げていかなければならない。

このような決意のもとに、水と緑に彩られた、環境にやさしい都市の創造をめざして、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全についての基本理念を定め、区、区民及び事業者の協働の取組及び責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する基本的な事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の区民の安全で健康かつ快適な生活の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）環境の保全 地域及び地球の良好な環境を維持し、再生し、回復し、及び創出することをいう。
- （2）環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、公害をはじめとする環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、すべての区民が安全で健康かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、すべての日常生活及び事業活動において、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全は、次に掲げる都市像の実現を目的として行われなければならない。

- （1）環境に与える負荷の少ない都市

- (2) 人と自然とが共生している都市
- (3) 健康で安全に暮らせる都市
- (4) 快適で文化的に暮らせる都市

4 地球環境の保全は、人類共通の課題として、区、区民及び事業者のあらゆる活動において積極的に推進されなければならない。

(平 16 条例 21・一部改正)

(パートナーシップの形成等)

第4条 区、区民及び事業者は、環境の保全に当たっては、パートナーシップ（適正な役割分担と密接な連携をいう。以下同じ。）の形成に努めなければならない。

2 区、区民及び事業者は、前項に定めるパートナーシップに基づき、次に掲げる事項について協働して取り組んでいかななければならない。

- (1) 環境の保全にかかわる情報を相互に提供し、又は意見を交換すること。
- (2) 地域における環境の保全に関する学習の推進に寄与すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境を保全するに当たって必要又は有効な事項

(区の責務)

第5条 区は、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 区は、環境への影響が予想される施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減その他必要な措置を講ずる責務を有する。

3 区は、区民及び事業者の自主的な環境の保全に関する活動への取組を支援するとともに、自ら率先して各種の施策を推進する責務を有する。

4 区は、環境の保全に関する重要な計画等を策定又は変更するときは、区民及び事業者の意見を反映できる適切な措置を講じなければならない。

(区民の責務)

第6条 区民は、日常生活において、環境への負荷の低減を図るなど、環境の保全に取り組む責務を有する。

2 区民は、地域における環境の保全に資するよう自ら努めるとともに、区が実施する環境の保全に関する施策に参加し、協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その他の環境の保全に資する必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、区が実施する環境の保全に関する施策に参加し、協力する責務を有する。

3 事業者は、その事業活動に伴う環境の保全に関する情報を提供するよう努めなければならない。

第2章 環境の保全に関する施策

(環境基本計画)

第8条 区長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全についての基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する目標
- (2) 環境の保全に関する施策の方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項

- 3 区長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ江東区環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 区長は、環境基本計画を策定するに当たっては、区民及び事業者の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 5 区長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境白書)

第9条 区長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、環境の状況、環境の保全に係る施策の実施状況及び評価等を明らかにした環境白書を作成し、公表するものとする。

(施策の推進のための措置)

第10条 区は、環境の保全に関する施策を策定し、これを実施するに当たっては、環境基本計画と整合を図るものとする。

- 2 区は、環境の保全に関する施策を総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(区民等の意見の申出)

第11条 区民及び事業者は、環境の保全に関して区に意見を申し出ることができる。

- 2 区は、前項に規定する申出があったときは、その意見を検討し、適切な措置を講ずるものとする。

(事業者への要請)

第12条 区は、特に必要があると認めるときは、事業者に対し、環境の保全についての要請を行い、報告を求めることができる。

(誘導的措置)

第13条 区は、区民及び事業者が環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の適切な措置がとれるよう、誘導に努めるものとする。

(情報の提供)

第14条 区は、環境の保全に関する情報を適切に区民及び事業者を提供するよう努めるものとする。

(環境学習の推進)

第15条 区は、区民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、自発的な環境の保全に関する活動が促進されるよう、環境の保全に関する学習の推進を図るものとする。

(調査及び研究の実施等)

第16条 区は、環境の保全に関する施策を適切に実施するために、環境の保全に関する事項について、情報の収集、調査及び研究に努めるものとする。

(監視及び測定等)

第17条 区は、環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な監視及び測定等の体制の整備に努めるものとする。

- 2 区は、前項の規定により把握した環境の状況を公表するものとする。

(国及び東京都等との協力)

第18条 区は、環境の保全を図るため、広域的な取組を必要とする施策等について、国及び東京

都その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第 19 条 区は、地球環境の保全に寄与する施策の推進に努めるものとする。

2 区は、国及び東京都その他の地方公共団体と連携し、前項の施策の推進に関する国際協力に努めるものとする。

第 3 章 江東区環境審議会

(設置)

第 20 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、区長の附属機関として、江東区環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的な事項

3 審議会は、環境の保全に関し、区長に意見を述べることができる。

(組織等)

第 21 条 審議会の委員は、14 人以内とし、区長が委嘱する。

2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前 2 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 4 章 雑則

(委任)

第 22 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にある江東区環境基本計画は、第 8 条の規定により策定された環境基本計画とみなす。

附則（平成 16 年条例第 21 号）

この条例は、公布の日から施行する。

8 江東区環境基本条例施行規則

平成 11 年 3 月 31 日

規則第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、江東区環境基本条例(平成 10 年 12 月江東区条例第 48 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(審議会の委員)

第 3 条 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する 14 名以内の委員をもって組織する。

- (1) 区議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 区民
- (4) 事業者

(平 20 規則 29・全改)

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、会長は、委員が互選する。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 6 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、審議会から付託された事項について調査研究するため、専門委員会(以下「委員会」という。)を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。
- 3 委員会の委員長は、会長が指名する。
- 4 委員会は、委員長が招集する。
- 5 委員長は、委員会の調査研究を補佐するため、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(平 21 規則 63・一部改正)

(部会)

第 8 条 委員会にその所掌事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会長及び部会の構成員は、委員長が指名する。

3 部会長は、必要があると認めるときは、部会を招集し、会務を総理する。

(平 21 規則 63・追加)

(幹事)

第 9 条 審議会に幹事を置き、区長が区職員のうちから任命する。

2 幹事は、会長の命を受けて会務に従事する。

(平 21 規則 63・旧第 8 条線下)

(庶務)

第 10 条 審議会の庶務は、環境清掃部温暖化対策課において処理する。

(平 21 規則 63・旧第 9 条線下、平 22 規則 22・一部改正)

(その他)

第 11 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、区長が定める。

(平 21 規則 63・旧第 10 条線下、平 22 規則 22・一部改正)

附則

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附則 (平成 13 年規則第 55 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成 20 年規則第 29 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則 (平成 21 年規則第 63 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成 22 年規則第 22 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

9 用語解説

	用語	解説
あ行	エネルギー管理システム	省エネルギーを目的として、工場やビルなどの施設におけるエネルギー使用状況を把握した上で、最適なエネルギー利用を実現するためのシステム。EMSともいう。EMSによってエネルギー使用状況の「見える化」や、管理・分析・制御といった、全般的なエネルギーマネジメントが可能になる。
	エネルギー起源 CO ₂	石炭や石油などの化石燃料を燃焼して作られたエネルギーを、産業や家庭が利用・消費することによって生じる二酸化炭素のこと。
	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）	一定規模以上の事業者が、エネルギーの使用状況等について定期的に報告し、省エネや非化石転換等に関する取り組みの見直しや計画の策定等を行うことを定めた法律。省エネ法におけるエネルギーは、燃料、熱、電気を対象としており、令和5年4月から新たに非化石エネルギーが新たに対象になった。
	オフセット	カーボンオフセットともいい、人間の活動によって排出される温室効果ガスを、他の場所での温室効果ガス削減・吸収活動で埋め合わせるという考え方。
	温室効果ガス	太陽光により暖められた地表から宇宙に放出される熱を途中で吸収する効果があるガス。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、CO ₂ 、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種類のガスが削減対象となっている。
か行	環境認証	企業活動等における環境配慮の一つとして、企業が自主的に環境配慮への取り組みを行い、その活動を第三者機関等が認証することにより、対外的に環境にやさしい企業や製品をPRする仕組み。
	グリーンインフラ	自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとするもの。
	グリーン購入法	循環型社会の形成のため、製品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入する仕組みとして、2001年に施行された法律。

	用語	解説
か行	グリーン水素	太陽光や風力等の再生可能エネルギーを使って、製造工程においてもCO ₂ を排出せずにつくられた水素。
	グリーン電力証書	自然エネルギーにより発電された電力（グリーン電力）の環境付加価値を、証書発行事業者が第三者認証機関の認証を得て、「グリーン電力証書」という形で取引する仕組み。「グリーン電力証書」を購入する企業・自治体などが支払う費用は、証書発行事業者を通じて発電設備の維持・拡大などに利用される。証書を購入する企業・自治体などは、「グリーン電力証書」の取得により、発電設備を持たなくても、証書に記載された電力量（kWh）相当分の自然エネルギーの普及に貢献し、グリーン電力を利用したとみなされる。
	クールシェアスポット	クールシェアスポットとは、クールシェアをするのに適し、一般の方に開かれた場所のこと。クールシェアは、エアコンの使い方を見直し、涼しい場所をみんなでシェアすることを推奨するもの。なお、クールシェルターは熱中症予防を目的として提供される休憩場所だが、両者は重なる場合も多い。
	建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）	2013年に「非住宅建築物に係る省エネルギー性能の表示のための評価ガイドライン」が国土交通省において制定され、当該ガイドラインに基づき第三者機関が非住宅建築物の省エネルギー性能の評価及び表示を適確に実施することを目的とした制度。建築物の省エネ性能を星の数で表示する。
	江東区マンション等の建設に関する条例	江東区のマンション、ワンルームマンション及び業務用建築物の建設に関する基本的事項を定めた条例。事業者と区が協働して、良好な住宅及び住環境の整備並びに市街地環境の形成を促進し、安全で快適なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。
	コージェネレーションシステム	「共同」や「共通」という意味を持つ「コー（co-）」で始まる名前の通り、2つのエネルギーを同時に生産し供給する仕組みを指す。現在主流となっているコージェネレーションシステムは、「熱電併給システム」と呼ばれるもので、発電装置を使って電気をつくり、発電時に排出される熱を回収して、給湯や暖房などに利用する。
	さ行	再生可能エネルギー

	用語	解説
さ行	次世代自動車	窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質や、地球温暖化の原因となるCO ₂ の排出が少ない、またはまったく排出しない、燃料性能が優れているなどの環境にやさしい自動車。電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）などがある。
	スマートコミュニティ	エネルギー効率が高く、地球環境への負荷の小さい都市や地域社会のこと。住宅、施設、交通網、公共サービスなどを情報ネットワークで繋ぎ、消費エネルギーの最適化をはじめ、公共交通システムや公共サービスなど、あらゆる側面から社会的インフラおよび社会システムを連携し管理・制御する。
	ゼロカーボン	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、温室効果ガスの排出量が全体として実質的にゼロになっている状態。カーボンニュートラル、ゼロエミッションと呼ばれることもある。
	ゼロカーボンシティ	2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロ（ゼロカーボン）にすることを旨と表明した自治体のこと。2023年12月末時点で、1013自治体が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明している。
た行	太陽熱利用設備	太陽の熱エネルギーを集熱器（パネル）で集めて、給湯や暖房などを行うシステム。熱で水をお湯に変えて利用する太陽熱温水器などがこれにあたる。
	脱炭素	地球温暖化の原因となる代表的な温室効果ガスである二酸化炭素の排出量をゼロにしようという取り組みのこと。
	地域冷暖房	冷水や温水等を一箇所でまとめて製造し、導管を通じて街（建物）に供給するシステム。
	地球温暖化対策の推進に関する法律	地球温暖化防止を目的に1998年10月に制定された国、地方公共団体、事業者及び国民による地球温暖化対策の在り方を定める法律で、温室効果ガスの排出量に対する報告義務や排出抑制、地方公共団体実行計画の策定などについて定めている。

	用語	解説
た行	地方公共団体実行計画	区域施策編は、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画であり、すべての都道府県及び指定都市等に策定が義務付けられている。本プランは、地方公共団体実行計画（区域施策編）に位置づけられる。 事務事業編は、地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減等の措置に関する計画であり、すべての都道府県及び市町村に策定が義務付けられている。
	電力排出係数	1kWhの電気を供給するためにどのくらいのCO ₂ を排出しているかを示す指標。CO ₂ 排出量が少ないほど排出係数も低くなり、CO ₂ を排出しない再生可能エネルギーによる発電のCO ₂ 排出係数はゼロである。火力発電の燃料の違いや地域ごとの電力需要によって、CO ₂ 排出係数は変わる。
	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）	都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保するための条例。 令和4年12月、戸建て住宅を含む新築建物に太陽光パネルの設置を義務付ける改正環境確保条例が可決、成立した。令和7年度から大手住宅メーカーなどが義務を負う。
は行	バイオマス吸収係数	樹木における単位面積当たりのCO ₂ 吸収量原単位のこと。
	非エネルギー起源CO ₂	原材料として使用する工業プロセスや廃棄物の焼却から生じる二酸化炭素のこと。
	ヒートアイランド	都市域において、人工物やコンクリート等の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象のこと。等温線を引くと、都心部を中心とした熱の島のように見えることから、ヒートアイランド現象と呼ばれている。
	ブルーカーボン	沿岸・海洋生態系に取り込まれ、そのバイオマスやその下の土壌に蓄積される炭素のこと。ブルーカーボンの主要な吸収源としては、藻場（海草・海藻）や干潟等の塩性湿地、マングローブ林があげられる。
ま行	モビリティ	本来「(体の) 動きやすさ、機動性」や「(社会などの) 流動性、移動性」を意味する英単語だが、転じて、交通領域では「人やもの、ことを空間的に移動させる能力、あるいは機構」を指す。

	用語	解説
ら行	緑被率	ある地域又は地区における緑地（被）面積の占める割合。平面的な緑の量を把握するための指標で都市計画などに用いられる。
英数字	5R（ごアール）	Refuse（リフューズ）、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Repair（リペア）、Recycle（リサイクル）の5つのRの総称。
	AI（イーアイ）	人工知能を意味する。一般的には「人が実現するさまざまな知覚や知性を人工的に再現するもの」という意味合いで理解されている。Artificial Intelligenceの略。
	BEMS（ベムス）	Building and Energy Management Systemの略で業務用ビルで使うエネルギーを最適に制御するための管理システムを指す。ITを利用して業務用ビルの照明や空調などを制御し、最適なエネルギー管理を行う。
	BRT（ビーアールティー）	Bus Rapid Transitの略。バスの専用道や専用レーンを利用することで、速達性・定時性の確保や輸送能力の増大が可能となる高次の機能を備えたバスシステム。
	COP（コップ）	Conference of the Parties（締約国会議）の略称で、「気候変動枠組条約」の加盟国が、地球温暖化に対する具体的政策を定期的に議論する会合を指す。
	DX（ディーエックス）	デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良いものへと変革すること。Digital Transformationの略。
	EV（イーヴイ）	電気自動車のことで、Electric Vehicleの略。電気をエネルギー源とし、モーター（電動機）を動力源として車を駆動させる。
	FCV（エフシーヴイ）	燃料電池自動車のことで、Fuel Cell Vehicleの略。水素、メタノール、エタノールなどの化学反応によって発電した電気エネルギーでモーターを回して走る仕組み。
	HEMS（ヘムス）	Home Energy Management Systemの略で、家庭で使うエネルギーを最適に制御するための管理システムを指す。家電や電気設備をつないで、電気やガスなどの使用量を「見える化」したり、家電機器を自動制御したりする。
	IoT（アイオーティー）	Internet of Thingsの略である。従来インターネットに接続されていなかった様々なモノ（センサー機器、駆動装置、住宅・建物、車、家電製品、電子機器など）が、ネットワークを通じてサーバーやクラウドサービスに接続され、相互に情報交換をする仕組み。

	用語	解説
	IPCC (アイピーシーシー)	Intergovernmental Panel on Climate Change(国連気候変動に関する政府間パネル)の略称である。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)により設立された組織
	LRT (エルアールティー)	Light Rail Transitの略で、次世代型路面電車システムを指す。低床式車両(LRV)の活用や軌道・電停の改良による乗降の容易性、定時性、速達性、快適性などの面で優れた特徴を有する軌道系交通システム。人と環境にやさしい公共交通として近年注目を集める。
	MaaS (マース)	MaaS (Mobility as a Service)とは、地域住民や旅行者一人一人の移動ニーズに効率的に対応するために、AI等により個人が様々な交通手段の最適な組み合わせを選択できる新たな交通サービスである。交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもの。
	PHV / PHEV (ピーエイチヴィ / ピーエイチイーヴィ)	プラグインハイブリッド自動車のことで、Plug-in Hybrid Vehicleの略。外部からの充電が可能であり、ガソリンエンジンと電気モーターの2つの動力を搭載して走行する。
	PPA (ピーピーイー)	Power Purchase Agreementの略。発電事業者が、需要家の敷地内に太陽光発電設備を発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理したうえで、発電設備から発電された電気を需要家に供給する仕組み。維持管理は需要家が行う場合もある。「第三者所有モデル」とも呼ばれる。
	SDGs (エスディーゼーズ)	「持続可能な開発目標」という意味。2015年9月の国連サミットで採択された、国連加盟193カ国が2016年～2030年の15年間で達成すべき目標のことを指す。Sustainable Development Goalsの略。
	ZEB (ゼブ)	Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。
	ZEH / ZEH-M (ゼッチ / ゼッチエム)	Net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略称。住まいの断熱性能や省エネ性能を向上し、さらに太陽光発電などで生活に必要なエネルギーをつくり出すことにより、年間の一次消費エネルギー量(空調・給湯・照明・換気)をおおむねゼロ以下にする住宅のこと。ZEH-Mはそのマンション版を指す。

この印刷物は環境に配慮し、森林管理から流通まで適切に管理された FSC® 認証材及び管理材料と、環境にやさしい植物油インキを使用しています。



カーボンオフセット

この印刷物は、環境省等が運用する「J-クレジット制度」を活用しており、国内のCO₂削減事業を支援しています。

カーボンオフセットとは

日常生活や経済活動のなかでどうしても削減できない温室効果ガス(CO₂)排出量を、他の場所での温室効果ガス排出削減(吸収)活動等で埋め合わせることを言います。

本プランの冊子を作成するために排出されたCO₂排出量

2.1kg-CO₂

国内のCO₂削減事業により削減されたCO₂

-2.1kg-CO₂

オフセット後の排出量

0 kg-CO₂

ゼロカーボンシティ江東区実現プラン

令和6年3月発行 印刷物登録番号(5)63号

編集発行 江東区環境清掃部温暖化対策課
〒135-8383 江東区東陽 4-11-28
TEL. 03-3647-9111 (大代表)



スポーツと人情が熱いまち

江東区